

2024 年 12 月 12 日

さいたま地方裁判所 御中

新潟地方裁判所 御中

大阪地方裁判所 御中

意見書

大阪公立大学 国際基幹教育研究院(人権問題研究センター)

教授 阿久澤麻理子 

(阿久澤麻理子)

はじめに

私、阿久澤麻理子は、これまで社会学的調査を通じて、市民の被差別部落に対する意識・態度の変容を追い続けてきた一研究者である。そこで本意見書では、主として各地の自治体が実施してきた人権に関わる市民意識調査のデータを用い、今なお部落差別が日本社会の底流に存在し続けているという事実を示すと共に、さらに、現代社会においては差別の「手がかり」として、部落¹の所在地情報が参照されるため、被告宮部龍彦氏(以下「被告」と記す)が公表した部落の所在地を摘示する記事や動画(以下、「記事・動画」、または「記事」「動画」と記す)を放置すれば、これらが身元調査の手段として利用され、部落にルーツのある者や、部落の土地に関係を持つ者(本人ばかりでなく、父母・祖父母など親族の現在・過去の住所・本籍地、出生地が被差別部落にある者など)に深刻な被害をもたらすことを申し述べる。

さらに、これらの記事・動画が公表している部落の所在地情報とは、単なる「地名」や「その土地の呼称」にとどまらない。被告は写真や動画という視覚的な情報によって、より克明にその所在を摘示し、さらにその境界(どこまでが部落として眼差され、差別を受けてきたエリアなのか)を明らかにしようと、地元で声をかけて情報収集を行ったり、「部落に関りの深い地名」や「姓」を史料等から特定し、それらを地図に落とし込むなどして、範囲を特定しようとしている。それは、土地の在りかにとどまらず、特定の世帯を摘示するものとなっており、これらの人びとを差別を受けるかもしれないという危険にさらし、不安をおとしいれるという点で、さらに悪質性が高い。加えて、これらの情報がソーシャルメディアによって発信されるので、第三者(閲覧者)がコメント欄への書き込みを行うことにより、部落の所在地情報が、さらに精緻化されている。記事・動画のこうした問題についても指摘する。

なお、本文に先立ち、もう一点、申し述べておきたいことがある。私が現在、在籍する大阪公立大学・人権問題研究センターの前身は、大阪市立大学・同和問題研究室である。大阪市立大学は1968年に「社会計画論」(部落問題論)を開講し、1973年には「同和問題研究室」を開設、同研究室は全国の被差別部落の実態把握と各種の調査研究に取り組み、その成果は書籍や研究紀要に公表されてきた。これらはひとえに部落問題の解決を切望する先輩研究者たちが、政策の立案・実施に資する基礎資料を得るために行った調査であることは言うまでもない²。それゆえ、その成果の一部が、被告が公表した記事・動画の中で、部落の所在地を特定する材料として利用されていることには憤りを感じざるを得ない。

【目次】

はじめに

1 部落出身者の判定に利用される部落の所在地情報(地名等)

- 1.1 変容する身元調査の手段——「系譜的」調査から「属地的」判定へ
- 1.2 交際・結婚相手の身元調査
- 1.3 部落差別サイトを見る動機—法務省調査(2019)
- 1.4 「属地的」「系譜的」手段の組み合わせにより行われる身元調査

2.自治体の市民意識調査に見る部落差別

- 2.1 大阪府堺市調査(2015・2020)
- 2.2 その他の自治体による市民意識調査(大阪・埼玉・新潟)
- 2.3 宅地建物取引業者を対象とする調査(大阪・三重・京都)—取引物件が同和地区かと質問された経験

3. 部落の立地・規模と「土地」に対する忌避意識

4. より悪質な「特定」の手法—第三者を巻き込むこと・「人」を手がかりにすること

5. 子どもへの影響

結語

参考文献

資料1～3

1. 部落出身者の判定に利用される部落の所在地情報(地名等³⁾)

本件裁判において原告が削除を求めている記事・動画は、被告がインターネット上に公表している部落の所在地情報である。これらは、全国部落調査裁判における東京高裁判決(東京高判令和5年6月28日)——最高裁第三小法廷の上告棄却決定(令和6年12月4日)により確定した——が述べているとおり、「部落出身等であること及びそれを推知させる情報」であって、住所・本籍地・出生地と照合され、身元調査において部落出身者の判定に利用される。さらにこれらの記事・動画は、「全国部落調査」のデータ(文字情報)よりも、視覚情報(写真・動画)によって、より精緻に部落の所在や手がかりを示している点で、その土地に関係する人びとに及ぼす被害は深刻である。

では、なぜどのように部落の所在地情報——地名や地域の呼称など——が、身元調査において部落出身者かどうかの判定に利用されるのか(こうした判定は、現在そこに居住していない人にも行われる)、そのメカニズムを最初に確認しておきたい。

1.1 変容する身元調査の手段——「系譜的」調査から「属地的」判定へ

「ある人」が「部落出身者かどうかを知りたい」という身元調査の「ニーズ」は、近代社会になって生じたものである。身分制度が廃止され、人の自由な移動が可能になり、それが近代化・都市化によって更に進むと、目の前の人々が、封建時代の被差別身分にルーツがある人かどうかは、外形的に判断できなくなるからである。当初、身元調査に使われたのは戸籍であった。1872年、明治政府によって編纂された初の全国戸籍（壬申戸籍）には、旧身分が判別可能な形で記載されたものが少なからずあったので（「元えた」「新平民」などと記載）、閲覧してその記載の有無を調べたり、そこに登場する地名が部落とみなされる場所であるかを情報と突き合わせて、部落出身者かどうかを判定した⁴。それが長らく可能であったのは、誰でも他人の戸籍を閲覧できたからである⁵。

だが、戦後になり、戸籍を悪用した身元調査が社会問題化し、壬申戸籍の閲覧は1968年に禁止され、戸籍の閲覧制度じたいも1976年に廃止された。こうして他人の戸籍を自由に閲覧することが一般人にはできなくなると、身元調査は、部落の所在地（地名）による判定に、より強く依拠するようになった。「ある人」やその親・祖父母など親族の住所・本籍地・出生地を、部落の所在地と照合し、重なれば部落出身者だと判定するのである。

部落差別とは、そもそも近世封建時代の被差別身分にルーツを持つ者に対する系譜的差別であったのに、部落の所在地（地名）を手がかりに、部落出身者かどうかを属地的に判定するようになったことには、歴史的背景がある。近世封建社会においては、身分によって仕事・社会的役割や居住地などが区別され、被差別身分に置かれた人びとも、公務として定められた社会的役割——警備、行刑、斃牛馬の処理など——を担い、多くの場合、集落（「かわた村」「えた村」などと呼ばれた）を形成していた。そして身分による区分・統制は時代が下るにつれて厳しくなった。それゆえ、差別は「人」に向けられると同時に、その人びとが暮らす集落＝コミュニティに対しても一体的に向けられた。そして、これらの集落は、現代の部落と一定程度重なる。そこで、「ある人」が部落出身か（被差別身分に系譜的つながりがあるか）どうかは、「その人と部落の土地との関り」によって判定できる、と考えられるようになった。

ただし、その「判定」には、「どこが部落なのか」という情報が必要である。1975年、「部落地名総鑑」（全国の部落の所在地リスト）が、興信所や探偵社等により販売されていたことが発覚したのは、まさにそのためである。1975年といえば、戸籍の閲覧制度の廃止と時期も重なる。系譜的身元調査が難しくなる一方で、属地的判定に必要な情報が売買されていたのである。

1.2 交際・結婚相手の身元調査

このような歴史的経緯によって、部落差別には「系譜性」と「属地性」がある。差別の「系譜性」とは、ルーツを遡って被差別身分につながりがあると判定された者が差別を受けることであり、差別の「属地性」とは、被差別部落の土地に住所・出生地・本籍地があるなど、土地との関りによって部落出身者であると判定された者が差別を受けることである。

そして、人権擁護のための政策（戸籍の閲覧制度廃止）によって、その後の身元調査が「属地的」判定に、より強く依拠するようになったがゆえに、差別の「属地性」も強化されたといえる。したがって、部落の所在地情報（地名等）をインターネット上で公表することは、身元調査の情報源を公表し、誰もが「容易に」「人に知られることなく」身元調査を行いうる状況を作り出すことになる。

例えば、5年間(2019~2023年版)の『全国のあいつぐ差別事件』には、自分の交際相手や子どもの結婚相手が部落出身かどうかを知るために、部落の所在地を知ろうと問い合わせが行われた12のケースが以下のとおり掲載されている。役所に問い合わせが行われたり、被害者が相談機関につながったために明らかになったケースである。

交際・結婚相手が部落出身か知るために部落の所在地を問合わせた事例(2019~2023年度版より)

	年月	都道府県等	
2019年度版	2018年12月	東海	父が娘の婚約者の住所をネット検索し、同和地区とわかったため結婚に反対。
	2018年6月	京都府	娘の交際相手が南丹市出身であったので、親がネット検索し、同市に部落が3か所あると知る。それがどこにあるのか、市役所を訪問し問い合わせた。
2020年度版	2019年10月	鳥取県	交際相手の出身を親が気にしているので、どこが部落かを教えてほしい、との問い合わせの電話が倉吉市役所に入った。
2021年度版	2018年2月	兵庫県	交際相手から部落出身を理由に「別れてほしい」と言われた(相手が身元調査を行い「祖父が部落出身」だとわかったため)。本人が兵庫県人権会館に電話相談。
	2020年3月	兵庫県	交際中、相手の親から「被差別部落出身者との結婚は困る」と反対を受ける。結婚したが親戚関係が難しく離婚に至る。相手は教員であった。本人の親が兵庫県人権会館に電話で相談。
	2020年12月	奈良県	奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会に、結婚を考えている相手の出身を知ろうと「御所市●●は同和地区か」との電話での問合せ。
	2020年6月	鳥取県	大山町・南部町の役場に、付き合っている相手の住所が部落であるかどうか、問い合わせ(問い合わせたのは、合併前の旧町職員であった)。
	2020年10月	香川県	坂出市役場に、身内の縁談のためだと、坂出にある同和地区を調べてほしいとの電話問い合わせ。
	2021年3月	高知県	須崎市人権交流センターに、知り合いの縁談のためだと、「須崎市●●は部落か」との電話問い合わせ。
	2021年3月	高知県	宿毛市内の隣保館に来所した男性が、自分が部落出身ではないかと(地元の部落周辺にある姓を名乗り、交際相手の親族が調査し、結婚に反対するのではないかと心配して)、部落の範囲を確認したいと相談。
2023年度版	2022年10月	鳥取県	鳥取市役所鹿野総合支所に、子どもの結婚のため「鹿野の●●町は同和地区か」との電話問い合わせ。
	2022年1月	山口県	山口県人権啓発センターへ、婚約者の親が、自分の実家の住所をネットで調べ、「部落探訪」動画・ブログを見て、結婚に反対しているとの相談(本人は自分が部落出身だと自覚していない)。

※各年度版ごと、掲載されている順に、表にまとめたため、必ずしも事象が確認され順ではない。

実際、このうちの3ケースでは、身元調査を行った者は問い合わせ等に先立ち、ネット検索によって部落の所在地を調べたことがわかっている。山口県のケースでは、鳥取ループ・示現舎の「部落探訪」動画・ブログを見て、娘の交際相手の実家が部落であると確信した親が結婚に反対し、破談に至っている。このケースでは、男性はそれ

まで自分が部落出身であることを知らず、ネット情報により結婚差別を行った相手から、その事実を一方的・暴力的に知らされ、アウトイングされたことになる(各ケースの詳細は【資料1】を参照)。

1.3 部落差別サイトを見る動機—法務省調査(2019)

部落差別解消推進法の第6条に基づき⁷、法務省人権擁護局は2019年に「部落差別の実態に係る調査」を行い、その一部として「インターネット上の部落差別の実態に係る調査」を実施している。この報告書(2020)は法務省のウェブサイトで公開されている⁸。

この調査では、部落差別サイトをなぜ見るのか、その動機や理由をたずねるアンケートも行われた。この調査を受託した調査会社が、「部落差別関連ウェブページ」として分類したウェブページ(被差別部落の所在地情報を摘示したり、特定個人や不特定多数を誹謗中傷しているサイトなど)を閲覧していたことが確認できた者で⁹、さらにこの会社のアンケートモニターでもある10,117人に、2019年7月、調査票を配信し、調査が実施された。

但し、その回答者はかなり少ない。回答を寄せたのは875人で、さらに、アンケートでは「部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを目にしたこと」があるか(記憶しているか)をたずねた上で、「ある」と答えた者(351人)に対してのみ、その動機をきいているが、身元調査につながる動機としては、「自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った」が6.6%(23人)、「近所の人出身地について調べてみようと思った」が5.1%(18人)、「求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った」が2.6%(9人)であった。とはいえ、回答者は差別的動機を正直に回答することに不安を感じるかもしれないから、数字は実際よりは少ないと考えられよう。

1.4 「属地的」「系譜的」手段の組み合わせにより行われる身元調査

なお、現代の身元調査が「属地的」手段に依拠しているといっても、「系譜的」手段がまったく関与していないわけではない。京都で明らかになったケース(2003)では、子どもの結婚に反対する親が、司法書士に依頼して、相手の親と、祖父母の本籍地を調べていたことがわかっている¹⁰(【資料2】を参照)。また、先の『全国のあいつく差別事件』2021年版が取り上げている兵庫県のケース(2018年2月)でも、交際相手は系譜を遡って身元調査を行い、「祖父が部落出身」だと調べていた。このように身元調査においては、本人の住所や本籍地、出生地ばかりでなく、系譜をたどった先にある親族(例えば、親、祖父母など)の住所や本籍地等も参照されるから、「属地的」情報を「系譜的」に遡って調べていることになる。

2. 自治体の市民意識調査に見る部落差別

2.1 大阪府堺市調査(2015・2020)

● 「人」より「土地」に対して強く現れる忌避意識

ところで、身元調査が「属地的」判定に依拠するようになると、部落の「土地」に対する市民の忌避意識が強まる。

各地の自治体が行った人権意識調査では、結婚において部落の「人」を忌避するより、住宅の選択において部落の「土地」を避けようとする意識のほうがより強く現れるという結果が——後述するとおり、その部落の立地条件による違いはあるものの——多くの調査で見られるようになっている。

以下は、大阪府堺市の人権意識調査(2015、2020)の質問とその結果(図1・2、表1・2)である。調査では、「子どもが結婚する場合」と、「住宅を選ぶ場合」の二つの場面をあげ、どのような態度をとるか、きいている。対象は16歳以上、2015年はn=1,293人[3000人対象、回収率43.1%]、2020年はn=1,165人[2500人対象、回収率46.6%]である。

【結婚】もし、あなたのお子さん(お子さんがいない場合は、いと仮定してお答えください)が恋愛をし、結婚をしたいと言っている相手が同和地区の人であった場合、あなたは親として、どのような態度をとると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 反対する(2015年は、「頭からとんでもないと反対する」)
2. 迷いながらも、結局は反対する
3. 迷いながらも、結局は賛成する
4. 賛成する(2015年は、「ためらうことなく賛成する」)
5. わからない

【住宅の選択】もしも、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件、もしくは小中学校校区に同和地区がある物件ならばどのようにすると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 同和地区や同じ小中学校校区にある物件は避けると思う
2. 同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校校区にある物件は避けないと思う
3. いずれにあってもこだわらないと思う
4. わからない

【結婚】子どもの結婚相手が「同和地区の人」であつたら、親としてどのような態度をとるかきいた(図1)。「反対する」「迷いながらも、結局は反対する」を合算して「反対」、「迷いながらも、結局は賛成する」「賛成する」を合算して「賛成」としてまとめ、表に示した(表1)。2回の調査とも「賛成」は4割弱、「反対」が2割前後である。

【住宅の選択】住宅の購入・賃貸において、同和地区や同じ校区の物件を避けるかどうかきいた(図2)。「同和地区や同じ小中学校校区にある物件は避けると思う」と「同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校校区にある物件は避けないと思う」を合算し、ともかくも「同和地区を避ける」割合を右の表2に示した。「いずれにあってもこだわらない」は2回の調査とも、2割強で変わらず、「同和地区を避ける」は42.3%(2015)、34.0%(2020)となった。

部落出身者との結婚には、「賛成」4割、「反対」2割であつたのが、部落の土地に対しては、「避ける」が3割台半ば~4割、「こだわらない」が2割となり、忌避する割合/しない割合が、逆転する。二つの質問は回答の尺度がちがうので厳密な比較はできないが、「人」より「土地」に対する忌避意識のほうが強く現れるという傾向が見て取れる。

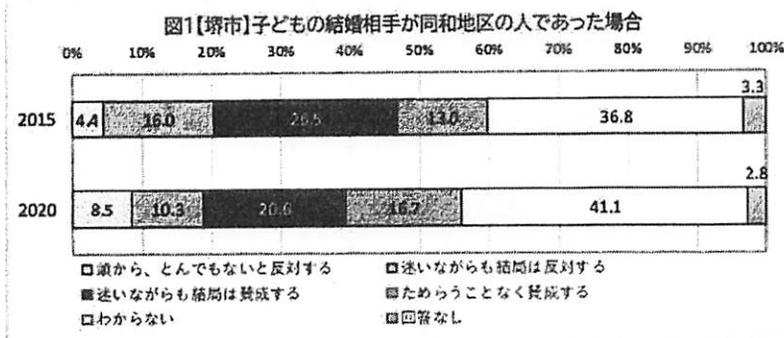


表1(左の図を要約)

	n	反対	賛成	わからない
2015	1293	20.4	39.4	36.8
2020	1167	18.8	37.3	41.1

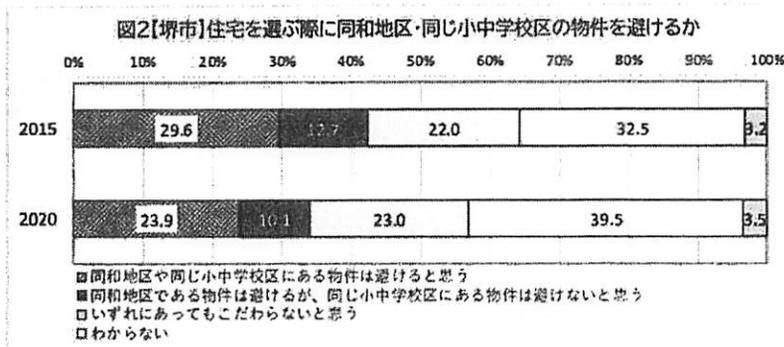


表2(左の図を要約)

	n	同和地区を避ける	こだわらない	わからない
2015	1293	42.3	22.0	32.5
2020	1167	34.0	23.0	39.5

● 部落の土地を避ける理由―「見なされる差別」の回避

さらに、堺市調査は部落の土地を「避ける」と答えた者に、以下のように、その理由を聞いている。

【部落の土地を避ける理由】(前問で「1」「2」と答えた方にお聞きします)あなたはなぜそのように思うのですか。(2015: 答えはいくつでも 2020:あてはまる番号1つ)

1. こわいイメージがあるから
2. 自分も同和地区出身者と思われるから
3. 周りの人から避けた方がよいと言われるから
4. その他()

回答方式が異なるものの(2015年は複数回答、2020年は単数回答)、図3・図4のとおり、両年とも回答の傾向は変わらない。第一に多いのは「こわいイメージがあるから」(=偏見)、第二に「周りから避けた方が良いと言われるから」(=世間同調意識)、第三が「自分も同和地区出身者と思われるから」である。第三の理由は、「部落やその周辺に住むと、自分が部落出身者と見なされるかもしれない」という怖れ(=「見なされる差別」の回避)である。

図3【堺市】同和地区を避ける理由(2015)
複数回答(n=547)

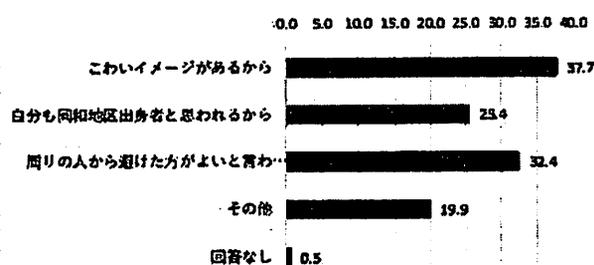
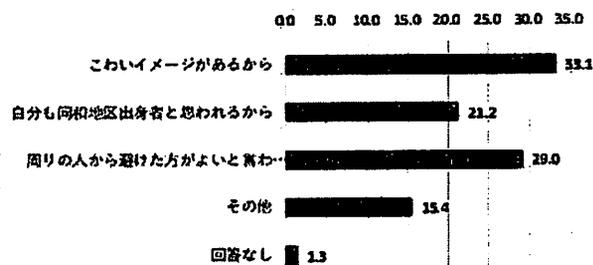


図4【堺市】同和地区を避ける理由(2020)
択一(n=396)



なお、「その他」を選んだ者に対し、自由回答欄に具体的理由を記入するよう求めたところ、2015年は88人、2020年は49人の記入があった。2015年には「不動産としての資産価値」に関わる記述（「売却に影響」「資産としての評価が低い」「地価・採算が低い」など）が15件とまとまっていたことが注意をひいた（同様の書き込みは2020年には1件のみだが、コロナ禍で緊急事態宣言が発令された年の調査であり、不動産売買にはリアリティを感じにくかったかもしれない）。これは、差別がすでに不動産市場に組み込まれている——差別のために忌避される土地の市場価値が低くなる——からであって、「自分は経済的不利益を被りたくない」という意識である。

ここから、部落の「土地」に対する忌避意識が「人」に対するそれよりも、より強く現れるのは、「偏見」「世間同調意識」に加えて（この2つは、「人」に対する忌避にも共通する）、「見なされる差別」や「経済的不利益」を回避したいという考えが、さらに上積みされた結果であると考えられる。繰り返しになるが、「見なされる差別」を避けるのは、部落出身者の判定が「属地的」に行われるからである。それゆえ、その手がかりとなる部落の所在地情報（地名等）をネットに公表することは、安易な身元調査を助長し、さらには、「みなされる差別」回避の心理を強化し、差別を市場により強力に組み込むよう作用することになる。

2.2 その他の自治体による市民意識調査(大阪・埼玉・新潟)

さらに、堺市以外(大阪府、埼玉県、新潟県内の自治体)の意識調査も参照し、部落の「人」「土地」に対する忌避意識がどのように立ち現れるかを見ておきたい。以下に、自治体ごとに、「結婚」と「住宅の選択」に係る質問への回答結果に要約的に示した¹⁾。詳しいデータは(各自自治体の調査の概要、回答結果を示した図)は、末尾の【資料3】に掲載している。

なお、自治体によっては、「結婚」「住宅の選択」の、どちらか一方しか質問していないところもある。また、両方きいている場合でも、回答方式が異れば、両者の回答を厳密には比較できないが、非常に大まかな傾向としては以下のとおり、土地への忌避意識のほうが、結婚において人を忌避する意識より、強く現れていると言える。

- ・ 「結婚」については、「同和地区出身者との結婚を認めない」のは、[埼玉県 2%][胎内市 4.1%]、「結婚しない・させない」は[小千谷市 7.8%]である。但し、結婚相手やパートナーが「同和地区出身者かどうか気になるか」というたずね方をすると、「気になる」は[大阪市 16.8%][村上市 22.2%]と、割合が高くなる。
- ・ 「住宅の選択」では、「部落の土地を忌避する」回答は[大阪市 47.7%][熊谷市 33.8%]である。

●大阪市（2020）※カッコ内は調査実施年

- ・ 自分や子どもの結婚相手・パートナーについて、「気になること」は何か（複数回答）
⇒「同和地区出身者かどうか」（16.8%）
- ・ 住宅を選ぶ際、希望に合う物件が同和地区内にあった場合に、どのような態度をとるか（単数回答）
⇒「同和地区内を忌避する」回答は47.7%（「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」を合算）

●埼玉県(2020)

- ・ 子どもの結婚相手が同和地区出身者だった場合、親としてどのような態度をとるか（単数回答）
⇒「結婚を認めない」は全体の2%（「反対ではないが家族の反対があれば結婚は認めない」「反対であり、絶対に結婚は認めない」を合算）

●埼玉県熊谷市(2021)

- ・ 住宅・生活環境を選ぶ際、「同和地区を避けることがあると思うか」（単数回答）
⇒「同和地区を忌避する回答」は、全体の33.8%
「部落問題を知っている」と答えた者だけにきくサブクエスチョンなので、「避ける」「どちらかといえば避ける」を合算した上で回答者全員に対する割合を再計算した

●新潟県村上市(2020)

- ・ 自分、子ども、身内の結婚相手が「同和地区出身かどうか、気になる」か（単数回答）
⇒「気になる」は、全体の22.2%
「部落問題を知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と答えた者だけにきくサブクエスチョンなので、回答者全員に対する割合を再計算した

●新潟県胎内市(2020)

- ・ 子どもの被差別部落出身者との結婚について、親としてどのような態度をとるか（単数回答）
⇒「認めない」は、全体の4.1%（「家族・親族の反対があれば認めない」「絶対認めない」を合算）
⇒「親としては反対だが、二人の意志を尊重する」は、全体の23.1%

●新潟県小千谷市(2022)

- ・ 自分や子どもが同和地区出身者と結婚することに、家族・親戚から強い反対を受けた場合どう思うか（単数回答）
⇒「結婚しない・させない」は全体の7.8%
（「家族や親せきの反対があれば結婚しない／させない」「絶対に結婚しない／させない」を合算）

2.3 宅地建物取引業者を対象とする調査（大阪・三重・京都）—取引物件が同和地区かと質問された経験

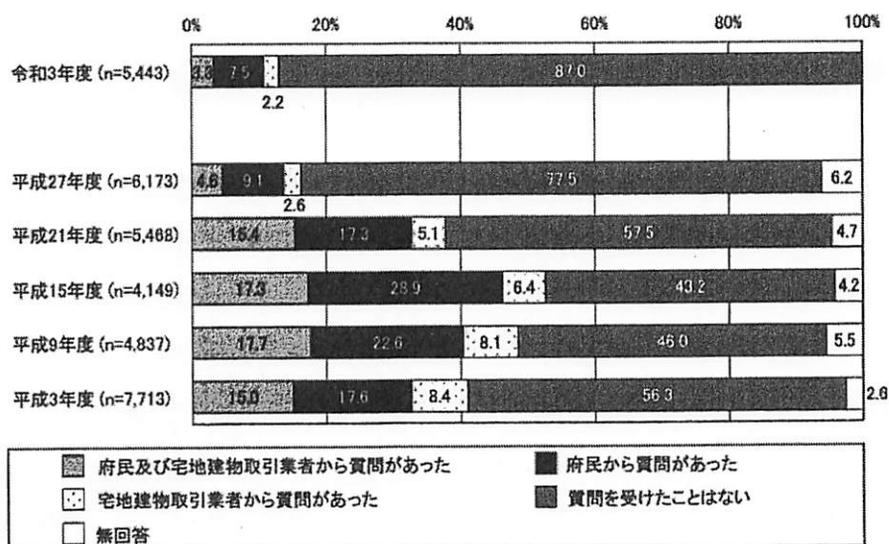
ところで、市民意識調査のデータは、あくまで、差別「意識」の度合いを示すものである。そこで、「土地」に対する忌避について、どのような「事実」があるのか、その一端を示す調査結果も示しておきたい。一部の自治体では、宅地建物取引業者を対象とした実態調査を行い、「顧客・同業者から、取引物件が同和地区にあるかを質問された経験」があるかをきいている。大阪府、三重県、京都府の最近のデータでは、10~20%強の業者が、そのような経験が「ある」と回答している。

●大阪府(1991~2021)

大阪府・宅地建物取引業関連業界が共同で、府内に事務所を置く宅建業者を対象に、1991年から6年ごとに「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」を実施している(2021年は、13,204の事業者が対象、回答5,443)。取引対象物件が同和地区であるかどうか、府民または宅地建物取引業者から質問を受けた経験が「ある」のは、1991(平成3)~2009(平成21)年までは、4割弱~5割だが、2015(平成27)、2021(令和3)は1割台である(図5)。

これは、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部改正(2011)による抑止効果と考えられる。土地調査等を行う事業者が、部落の所在地一覧などを提供したり、特定の場所・地域が部落かどうかを教示したりしてはならないことが定められ、違反すると、府が勧告・事実の公表などを行うからである。

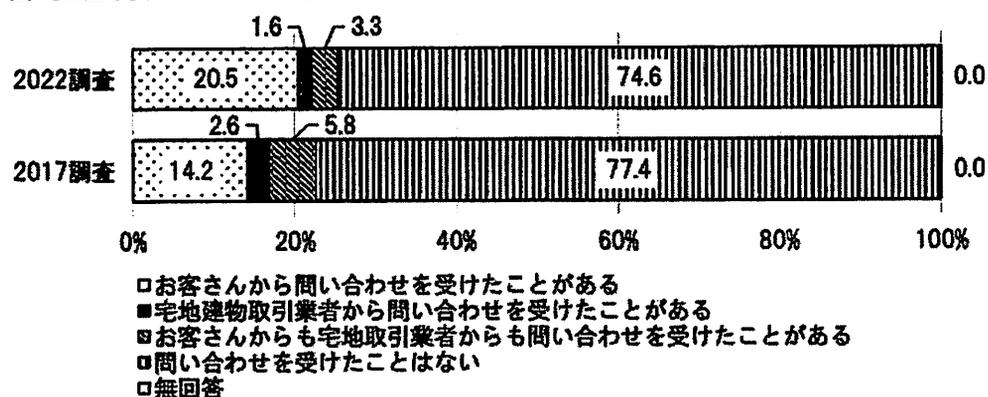
図5【大阪市】 物件が同和地区であるかどうか質問を受けた経験(大阪府, 宅建業者調査)



●三重県(2022)

三重県が2022年に実施した「第三回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」(県内に事務所を有する全宅建業者1,101が対象、回答は449)では、顧客または宅建業者から「取引物件が同和地区か」との問い合わせを「受けたことがある」のは25.4%となった(図6)。

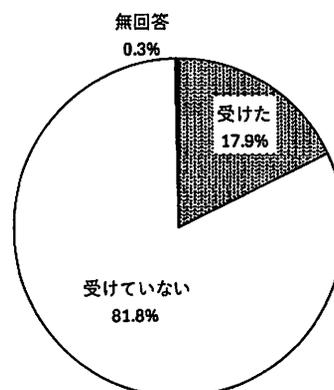
図6【三重県】取引物件が同和地区であるかどうか問い合わせを受けたことがあるか(宅建業者、三重県)



●京都府(2022~23)

京都府建設交通部が2022~23年に行った第3回「宅建業者を対象とした『人権問題についてのアンケート』」(府内に本店を有する3,332事業所が対象、回答は1,147)では、「過去5年程度の間、取引物件の所在地が被差別部落(同和地区)内であるか」質問を受けたことが「ある」と回答したのは17.9%であった(図7)。

図7【京都府】過去5年程度の間、取引物件が被差別部落内か質問を受けたことがあるか(n=1147)



3. 部落の立地・規模と「土地」に対する忌避意識

ところで、自治体の市民意識調査に、部落の「土地」に対する忌避意識をきく質問が含まれるようになったのは、80年代終盤からであり(小森1993)、いわゆる「大蔵住宅事件」福岡地裁判決(福岡地判昭和61年3月6日)以降である¹²。但し、「土地」に関する質問をしていない自治体は、現在も少なからずある(例えば、新潟県内の市町村の人権意識調査には、土地に関する質問はない)。それは、「住宅を選択する」という場面での部落の土地に対す

る忌避意識が、どちらかと言えば、農村や山間部といった地域よりも都市的な場所やその周辺、また、部落が非常に小規模なところよりも大きなところで起こる可能性が高いと考えられるからである。知らない土地——新しく宅地開発されたり、住宅が建設されたりした場所——に、新たな住まいを求めて引越すことは、人の移動が活発な都市やその周辺部ではよくあることだが、農村・山間地ではそれほど多くはないであろうし、部落の規模が非常に小さく数軒しかないような場合には、差別は「部落というエリア」よりも、特定の世帯や人に向けられる、と考えるからである。

このことは、大阪府・埼玉県・新潟県のうち、とくにその多くが「少数点在型」の特徴を持つ新潟県の部落を考える場合に重要である。表3は、1993年に政府が実施した最後の同和地区実態調査（総務庁長官官房地域改善対策室『平成5年度同和地区実態把握等調査—地区概況調査報告書』）のデータを、これら1府2県の部落の平均的な規模がわかるように示したものであるが、これを見ると、新潟県の当時の一地区あたりの平均「同和関係世帯数」は12世帯と少数である。さらに、この時の調査では、新潟県で報告のあった18地区のうち、5世帯以下の地区が全体の半数、10世帯以下が全体の2/3を占めていた（部落解放同盟新潟県連合会による）。この状況は、1地区に平均して694の「同和関係世帯」が暮らしていた大阪府の部落とは、大きく異なる。

新潟県および県内自治体の意識調査に、土地に対する忌避意識をきく質問が含まれていない背景には、このような部落の置かれている条件のちがひがある。もっとも、それはあくまで「住宅の購入」という場面をとりあげ、「部落の土地に対する忌避意識」を測定する質問が、地域の実態にそぐわないから調査に含まれていないだけであって、部落の所在地情報（地名等）が、部落出身者を特定するために参照され、「あの人は●●（地域名）の人だから」と、摘示・差別が行われることは、部落の規模にかかわらず起きる。さらに、新潟県の多くの部落が少数点在型であっても、中には、数十世帯から百世帯ほどの規模のところもあるので、このような規模の大きな部落に対しては、都市型の部落とも共通する忌避意識が存在することは想像にかたくない。

表3 全国と大阪府・埼玉県・新潟県の同和地区の概況

	報告市町村数	報告地区数 a	世帯数		人口		1地区平均世帯数	
			地区全体 b	同和関係 c	地区全体	同和関係	地区全体 =b/a	同和関係 =c/a
大阪府	23	48	38,367	33,324	100,092	87,385	799	694
埼玉県	49	274	38,075	8,935	122,650	34,946	139	33
新潟県	12	18	2,910	211	10,731	724	162	12
全国	1,081	4,442	737,198	298,385	2,158,789	892,751	166	67

(小数点以下四捨五入)

4. より悪質な「特定」の手法—第三者を巻き込むこと・「人」を手がかりにすること

ところで、被告はまず、戦前の「全国部落調査」の報告書（1936）や史料等に記されている、部落の所在地（地名）を手がかりに、そこを「探訪」し、その記事・動画をネットに公表することによって、部落の地名を公表している。だ

が、被告の行為はそれだけにとどまらない。その地名がおおよそカバーしているエリアの中の、どの範囲までが差別を受けてきたのか、どこに差別を受けてきた「部落世帯」があるのかにこだわり、さまざまな手段を使って特定しようとしている。

このことは、例えば都市部の、比較的規模の大きな部落のように、同和対策事業によって建設された公営住宅や隣保館など、被告にとって部落の所在地を特定する手がかりとなるような建造物がない場合に、顕著であるように思われる。部落が小規模であったり、未指定地区（そもそも同和対策事業の対象地域として指定を受けなかった）であれば、部落を特定する可視的、外形的な手がかりを得られないからである。

もっとも、それがどのような手段であるか、この意見書に詳しく書けば、これが公開された場合に、そのような地区やエリアの特定のしかたを第三者に知らしめる結果となりかねない。そこで以下に、ごく簡単に記すにとどめる。

- ① 地元の人に声をかけ、どこが差別されてきた地域かとたずね、摘示させる
- ② 昔の地図、航空地図などから集落の形状等を把握し、範囲を特定しようとする。また、歴史資料、研究者による論文・現地調査の記録、各運動団体発行物などの記載内容、地域の描写（地理的描写や戸数など）、写真等から場を特定しようとする。
- ③ 古い「碑」、寺社の「寄付者奉名板」などを手がかりに、地元によくある人物（差別に抗する運動や、戦前の融和事業に功績のあった人物、寺社への寄進者など）の氏名や名字を調べたり、地元の墓地に赴き宗派などから部落の名字（だと被告が考える名字）を調べたりして、それら名字の分布を住宅地図と重ねる。

上記①のように、地元で出会った人に声をかけ、「どこが差別を受けているエリアか」とたずねて摘示させることは、とりわけ声をかけられた者が、当該部落の出身者や関係者であった場合、大きな不安を感じるであろうことは想像に難くない。

被告に声をかけられた者の中には、差別されてきた地域の場所を指し示した者もいる（そのように、被告は記事・動画の中で述べている）。例えば曲輪クエスト(306)では「高齢男性が通りがかったので、“差別されていた村を探している”と言うと、近くにある別の墓地を指差した」と記している。この記事に対応する動画においても同様である¹³。被告は、部落のアウティング行為に、第三者を巻き込み加担させている。

もっとも、このように第三者の手を借りて、部落を特定していくやり方は、②③にも共通する。被告は②③の情報を基にして、「このエリアが部落だろう」「この名字が部落だろう」という記事・動画をソーシャルメディアで公表するので、それらを読んだ者が「コメント欄」に、更に多くの手がかりとなる情報を寄せているからである。ソーシャルメディアは、インタラクティブな情報・意見の交換が可能なので、第三者のこうした書き込みによって、差別を受けてきた地域がどこか、どの世帯か、といった情報が、より精緻に絞り込まれていく状況が生じている。したがって、これらを削除せずに放置すれば、時間の経過と共にその内容はさらに精緻化され、関係者の不安を増大させることになる。

さらに、③の手段によって部落を特定しようとするプロセスを、被告が記事・動画で公表しているために、手がかりとされた「部落に関りのある人名や名字」も、記事・動画上に多数「さらされて」いることも看過できない。それらの名字の分布状況を示した地域の地図までネットに掲載されている。こうした行為は、もはや部落の「土地」（所在地）の摘示にとどまらず、「人」「世帯」を摘示する行為である。

5. 子どもへの影響

最後に、このような記事・動画が、子どもたちに与える影響について記す。被告は動画#63の中で、次のように述べている。

「YouTube で部落探訪やってるのも、今の子どもってね、Google 検索とかしないんですよ、まずは YouTube で検索するんですよ。それで学校で部落について勉強した子どもが YouTube でね、部落の動画を探すと、ずらーっと、この部落差別解消推進シリーズがでてきてね、啓発されると。そういうことも実は私は狙ってるんですね」

動画を公表する目的の一つが、「子どもの目に触れさせる」ことにあるというのである。子どもたちが部落問題について十分学習する前にこのような記事・動画に触れれば、そこから負の影響をうけることは必至である。

義務教育学校の場合、一般に、公立小中学校の校区は住所で指定され、子どもたちは地元の学校に通うから、校区内にある部落がネットにさらされると、そこから通学している子どもに差別の目が向けられることになり、子ども同士の関係に深刻な影響を与えかねない。さらに、部落に暮らしている子ども自身が、そのことを知らない場合や、自分のルーツを自覚していない場合、その子どもはネット上での部落の「アウトイング」という暴力的な手段によって、それを知らされることになる。校区内の未指定地区が、被告の記事・動画によってさらされたある中学校では、生徒が動画を見て、その地域のことを教員に尋ねてくるようなことがあった場合を想定して、教員研修を行っている（筆者が聞き取り調査で確認）。

また、被告は度々、「リクエストに基づいて」部落を探訪している。例えば動画（部落探訪#187）では、「○大学▲高等学院の学生さんらしい」者から、「高校の近くに部落があるようなので、特定してほしい」とのリクエストを受け、当該の部落を訪れたと述べているとおり¹⁴、差別行為に、子どもを巻き込んでいる。

おわりに

部落の地名や呼称、その場を特定しうる住宅や建造物、その他の「目印」を写真・動画で示し、かつ、氏名や名字までも部落を「特定」する手段に利用し、その方法をインターネット上に公表する行為が人権侵害であることに疑問の余地はない。これらの情報は安易な身元調査に手がかりを与え、部落にルーツのある者や、そこで生まれ、暮らしている（いた）者など、その土地に関係のある者を差別の危険にさらし、人間の尊厳を保ちつつ平穏に暮らす権利を妨げ害する。さらに、部落であると摘示された「土地」に対する人びとの忌避意識を強化し、部落差別を市場という社会システムの中により深く組み込むよう作用する。このような情報の公表は、記事・動画はもちろん、どのような形態をとるものであっても、決して放置されてはならない。

また、被告は、動画の中で、部落を「特定」できた（と被告が認識した）場合には「勝利しました」、特定できなかった

た場合には「敗北しました」などと発言しているとおりに、部落の「特定」をあたかもゲームのように語っている。自身の行為が部落差別を助長することについて何らの責任を負うことなく、部落を「特定」する情報をこのように公表し続ける行為が「研究」とは呼べないことは言うまでもない。

そして最後に、社会学の視点から、強調しておきたいことがある。それは、部落差別には「系譜性」と共に、「属地性」があるがゆえに、「被害を受けた者が声を挙げづらい」という点である。

もちろん、差別を受けるおそれによって声をあげづらいことは、あらゆるマイノリティに共通する。だが部落差別に固有の点もある。それは、「部落出身者」として差別に抗する声をあげることが、その人固有の情報を公表することにとどまらず、家族・親族といった「系譜的つながりのある人びと」や、さらには当該の部落に居住している(いた)人など(その親族も含め)、部落に「属地的つながりを持つ人びと」をも「部落出身者として公表すること」につながり、不安にさらすことになるからである。

自分の暮らす地域が、各種「探訪」や「JINKEN.TV」の記事・動画として公表されたことに対し、本裁判の原告となって声をあげ、そのことが広く知られることになれば、同様のことが起こる。それゆえ、声をあげることには非常に高いハードルがあり、原告に加わることができなかった関係者が決して少なくない、という点を最後に強調しておきたい。

参考文献 (ウェブサイトはいずれも2024年12月12日最終確認)

遠藤正敬(2024)『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』(第3版) 明石書店

大阪市(2022)『令和2年度人権問題に関する市民意識調査報告書』

小千谷市(2023)『人権に関する市民意識調査報告書』

京都府建設交通部(2023)「宅建業者を対象とした『人権問題についてのアンケート』の調査結果」

<https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/documents/houkokusho1.pdf>

熊谷市人権教育推進協議会(2022)『人権に関する意識調査(第16回)対象:熊谷市内在住成人』

小森哲郎(1993)「意識調査結果にみる差別意識の現状と今後の課題」部落解放人権研究所『部落解放研究』

(91)

埼玉県(2021)『人権に関する県民意識調査報告書』

総務庁長官官房地域改善対策室(1995)『平成5年同和地区実態把握等調査—地区概況調査報告書—』

胎内市・胎内市教育委員会(不明)『令和2年12月調査 人権問題に関する市民意識調査結果報告書』

二宮周平(2006)『新版 戸籍と人権』解放出版社

不動産に関する人権問題連絡会・大阪府(2022)『宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査報告書』

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3026/00000000/tyousa-houkoku\(r3\).pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3026/00000000/tyousa-houkoku(r3).pdf)

部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会(2004)『2004年京都部落差別事件真相報告集会』(資料)

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会編『全国のあいつぐ差別事件』(2020~23年度版)解放出版社

部落解放・人権研究所編・発行(2024)『全国のあいつぐ差別事件』(2023年度版)

法務省人権擁護局(2000)『部落差別の実態に係る結果報告書』

<https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

三重県(2023)『第3回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査報告書』

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001059717.pdf>

村上市・村上市教育委員会(2021)『村上市人権に関する市民意識調査結果報告書』

¹ 筆者は、「同和地区」「同和問題」ではなく、「部落(または、被差別部落)」「部落問題」「部落差別」という語を使用する。「同和」という用語の使用は戦前にさかのぼり、戦後も行政用語として、「同和問題」「同和地区」「同和对策事業」などが使用された。しかし、一般には同和地区とは、行政機関によって同和对策事業が必要だと認められた地域を指すと理解されているので、それでは歴史的には被差別部落であっても、同和地区として認定されていない「未指定地区」が含まれなくなってしまうことから、「部落」の語を使用する。ただし「同和」の語が、法律、行政施策、自治体の調査報告書等で使われている場合は、そのままとした。

² 1982年より大阪市立大学同和問題研究室室長を務めた山本登は、国の同和对策協議会委員(1966~1982)、地域改善対策協議会委員(1982~1992)をつとめた。

³ 本意見書において「地名等」と記載する場合、地名、その土地の一般的な呼称などのほか、被告によって拡散され、部落の所在地の特定に利用される写真や動画(これらに含まれる手がかり)も含めている。

⁴ 1871(明治4)年には4月に戸籍法が制定され翌年の全国戸籍の編製が命じられ、同年8月には、「解放令」(太政官布告)が發布された。「壬申戸籍の最初の編成においては、人民の浮遊化を防止する意図から居住地において戸籍を編製すべきとされた」(遠藤 2024)ので、ほとんどの場合、それまでの居住地が記されることになったと考えられる。人の移動が顕著となったのは、「産業革命が進展した結果として階級や職業など社会階層が分化し、工業化が都市への人口移動を加速した」日露戦争後のことである(同書)。

⁵ 二宮(2006)によると、壬申戸籍は行政目的のために作られたので(身分登録・公証制度としては機能せず)、当初、非公開であった。だが、相続・不動産登記の際、相続権を証明する必要性から戸籍の公開が求められるよう

になり、戸籍法(1898)では、手数料を納めて、閲覧、謄本・抄本などの交付を請求することができる定められた。

⁶ (一社)部落解放・人権研究所『全国のあいつぐ差別事件』p.154

⁷ 部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第九号)の第6条は「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と定めている。

⁸ <https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

⁹ 調査会社が閲覧履歴を把握することが可能な者とは誰であるのか、報告書には「調査会社の関連企業において配布するウェブブラウザ用検索ツールを利用する者については、同検索ツールによる検索で到達したか否かにかかわらず、同検索ツールがインストールされたウェブブラウザによる全てのウェブページ閲覧履歴が把握可能となる」と説明されているが、詳細は記されていない。

¹⁰ 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会『2004年京都部落差別事件真相報告集会』(資料)2004年12月.6~9頁

¹¹ なお、ここでは結婚と住宅の選択で「あなたはどのような態度をとるのか」という質問への回答に限定して示す(「社会には、まだ結婚などの場面で、部落差別があると思うか」というタイプの質問は、その人の態度ではなく、社会認識をたずねているので、取り上げない)

¹² 福岡市内の住宅販売会社から自宅を購入した者が、住宅が部落内にあることを知り、その買戻しを住宅販売会社に要求するも受け入れられず、この会社の「悪徳商法」に対する抗議ビラを、1983~85年にかけて市内に5万枚もまいた。「部落であるを知っていたら、絶対買わなかった」という内容は地元大きな衝撃を与え、法務局や福岡市はこの人物に説得と啓発を行うが、その行動はやまず、地元地域の住民代表が差別ビラの差し止めを求めて提訴した。

¹³ 曲輪クエスト(306)と同じ地域を取り上げた動画(JINKEN.TV#206)では、「ちょっと歩いている人に、このへんに差別されてる村ないか、ってきいたら、ここを指さした」と被告が語っている(動画は有料サイトなので、アクセスできる者に依頼して確認した。その他の動画についてもすべて同様である)。

¹⁴ 記事(曲輪クエスト287)では、「●大学▲高等学院の近くに部落があるようなので、特定してほしいとのリクエストがあった」と記している(筆者注:記事の中では学校名を出しているがここでは記号化した)。

経歴・研究業績等

大阪公立大学 国際基幹教育研究院(人権問題研究センター)

教授 阿久澤麻理子

1. 学歴

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1987.3 | 上智大学法学部国際関係法学科卒業 |
| 1995.3 | 奈良教育大学 教育学研究科修士課程修了 |
| 2004.3 | 大阪大学人間科学研究科博士後期課程修了(人間科学博士) |

2. 職歴

- | | |
|----------------|---|
| 1987.9~1989.4 | 曹洞宗ボランティア会職員 |
| 1989.5~1993.3 | 財神奈川県国際交流協会職員 |
| 1995.4~1997.10 | 山本登研究室嘱託研究員 |
| 1998.4~2002.3 | 兵庫県立姫路工業大学 環境人間学部 専任講師 |
| 2002.4~2004.3 | 同上 准教授 |
| 2004.4~2011.3 | 兵庫県立大学准教授(県立大学の統合により大学名変更) |
| 2005.3~2005.9 | 日本財団 API フェローシップフェロー(フィリピン,マレーシアにて在外研究) |
| 2011.4~2018.3 | 大阪市立大学 創造都市研究科教授 |
| 2018.4~2022.3 | 大阪市立大学 人権問題研究センター 教授 |
| 2022.4~現在に至る | 大阪公立大学国際基幹教育研究院 教授(人権問題研究センター研究員) |

3. 専門分野・研究テーマ

- (1)社会学・人権教育普遍的な人権の概念が市民社会に受容されるプロセスにおける教育の役割
- (2)量的調査を通じた市民意識(人権意識)の把握
- (3) 現代社会における部落差別とその変容

4. 主要な研究業績

- (1) 阿久澤麻理子(2004)「日本の人権教育・啓発に求められる視点」江橋崇・山崎公士編著『人権政策学のすすめ』187-199. 学陽書房
- (2) 阿久澤麻理子(2004)「国際社会における人権教育の位置づけとその基本的視点」日本人権教育研究会編『21世紀の人権・同和教育への展開』10-20. 学術図書出版社
- (3) 阿久澤麻理子(2006)『フィリピンの人権教育—ポスト冷戦期における国家・市民社会・国際人権レジームの役割と関係性の変化を軸として—』解放出版社(科学研究費補助金出版助成による)
- (4) 阿久澤麻理子・金子匡良(2006)『人権ってなに? Q&A』解放出版社
- (5) 阿久澤麻理子(2007)「アジア太平洋地域の大学院における人権研究・教育の動向—国際人権修士プログラムの意

義—」兵庫県立大学『環境人間学部研究報告第9号』39-49.

- (6) 阿久澤麻理子(2007)「日本における人権教育の『制度化』をめぐる新たな問題」(財)アジア・太平洋人権情報センター『アジア・太平洋人権レビュー2007』33-47.
- (7) Akuzawa, M. (2007) Whither Institutionalized Human Rights Education? Review of Japanese Experience. *Human Rights Education in Asian Schools*. Vol.10. 175-184. Osaka. HURIGHTS Osaka.
- (8) Akuzawa, M. (2007) Issues and Problems in Disseminating "Universal Human Rights" in Local Communities: Through the efforts of the national human rights institutions in the Philippines and Malaysia. *Reflections on the Human Condition: Change, Conflict and Modernity (The work of the 2004/2005 fellows)*. 375-388. The Nippon Foundation.
- (9) 阿久澤麻理子(2011)「アジア太平洋地域の大学院『人権プログラム』の意義と課題」日本人権教育研究会『人権教育研究』第11号. 16-29.
- (10) 阿久澤麻理子(2012)「アジア・太平洋地域の学校における人権教育の『制度化』にみる国家・市民社会の関係性」牟田和恵他編著『競合するジャスティス ローカリティ・伝統・ジェンダー』185-201.大阪大学出版会.
- (11) 阿久澤麻理子(2012)「人権教育再考—権利を学ぶこと・共同性を回復すること」石崎学・遠藤比呂通編著『沈黙する人権』法律文化社 33-54.
- (12) 阿久澤麻理子(2013)「部落問題とその解決に対する市民意識の現状—自己責任論の台頭と、公的な問題解決に対する信頼の低下をめぐって—」大阪市立大学人権問題研究センター編『人権問題研究』12・13 合併号 61-76.
- (13) 阿久澤麻理子(2014)『後退するシティズンシップ—ネオリベラリズムのなかの人権・市民意識』開発教育協会『開発教育』61号. 81-89.
- (14) 阿久澤麻理子(2014)「On Liberties, On Human Rights (自由について, 人権について)」大阪市立大学共生社会研究会『共生社会研究』No.9. 1-8.
- (15) 阿久澤麻理子(2015)「『兵庫県被差別部落女性の実態調査』再集計から「教育」と「労働」を通してみる兵庫の女性4代記」(一社)ひょうご部落解放・人権研究所『ひょうご部落解放』第157巻. 15-29.
- (16) 阿久澤麻理子(2016)「法期限後の部落問題に対する市民意識—堺市人権意識調査2015を中心に」『部落解放』7月号(727)解放出版社. 88-103
- (17) Akuzawa, M. (2016) Morals and Market: Changing Attitudes toward Minorities. *Human Rights Education in Asia-Pacific*. Volume.7. 233-246. Osaka. HURIGHTS OSAKA.
- (18) Akuzawa, M. (2016) Changing Patterns of Discrimination in Japan: Rise of Hate Speech and Exclusivism on the Internet, and the Challenges to Human Rights Education. *Taiwan Human Rights Journal*. (台灣人權學刊) Vol3(4). 37-50. Taipei. Soochow University.
- (19) Mariko Akuzawa & Naoko Saito (2021) Letter to the Editors of the Review of Law and Economics: "On the Invention of Identity Politics: The Buraku Outcasts in Japan" by J. Mark Ramseyer. *Asia-Pacific Journal: Japan Focus*. Vol.19. No.9.
- (20) 阿久澤麻理子(2022)「社会学の視点から見た『全国部落調査事件』東京地裁判決—部落差別の「系譜性」属地性を中心に—」大阪市立大学人権問題研究センター『人権問題研究』No.19(通算40号)21-29.
- (21) 阿久澤麻理子(2023)『差別する人の研究 変容する部落差別と現代のレイシズム』旬報社
- (22) Akuzawa, M. (2024) Changing Buraku Discrimination in Contemporary Japan: Focusing on the Growing Aversion to Buraku Neighborhoods. *Social Theory and Dynamics*. Vol.5. 22-37. <https://doi.org/10.51113/05/22>

5. 社会活動(現在)

姫路市人権啓発センター運営推進会議委員

アジア太平洋人権情報センター理事

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員

京都府人権教育企画推進委員会委員

全国隣保館連絡協議会「隣保事業士」資格認定委員会